

2015-B					
拠出金・基金の 名称		国際刑事裁判所被害者信託基金拠出金			
種 別		イヤーマーク ノン・イヤーマーク			
【拠出先の国際機関名】国際刑事裁判所被害者信託基金					
【所管官庁担当局課・室名】外務省国際法局国際法課					
【当該任意拠出金の目的・用途等】 近年の国際社会における人権意識の高まりを背景に、最も重大な刑事犯罪の処罰に加え、同犯罪の被害者に対する救済を与えるべきとの声が強まる中、国際刑事裁判(ICC)所被害者信託基金(TFV)は、ICCローマ規程に基づき、2002年のICC第1回締約国会議において設立された。本部はオランダ・ハーグ。					
【最近3年間の我が国支払額及びODA率】					
単 位	邦 貨 (千 円)	外貨1 (千ユーロ)	外貨2 (千)	レ ー ト	ODA率(%)
平成27年度	6,716	48		1ユーロ = 140円	0
平成26年度	6,832	53		1ユーロ = 128円	0
平成25年度	58,697	549		1ユーロ = 107円	0
【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】 ●現在、我が国拠出金をもとにコンゴ民主共和国の被害者の精神的リハビリテーションのプログラムが円滑に実施され成果を上げている他、2015年からウガンダにおいても新プロジェクトが開始されている。また、2014年にICCが有罪判決を出したコンゴ民主共和国の事件について今後被害者賠償事業が行われる予定であり、着実に事業を実施している。 ●TFVのこうした活動を支援することは、我が国の外交政策の柱である国際社会における法の支配の強化を促進すると共に、我が国の重要施策である「女性の輝く社会」の実現にも資するものである。 ●こうした観点から我が国は平成27年度の拠出金約48千ユーロを紛争下における性的暴力対策にイヤーマークしており、同分野の活動に貢献してきている。					